



最高裁秘書第5048号

平成29年12月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

12月4日付け（同月6日受付，最高裁秘書第4867号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

民事訴訟法91条1項に基づき，第三者が民事訴訟記録を閲覧する際，詳細なメモを取ることが禁止されていることが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652（直通）

